

第6回社会的養育推進計画策定検討部会議事録

○日 時：令和6年8月15日（木） 13:30～15:00

○会 場：はぐくみかん5階・会議室4

○出席委員（50音順、敬称略）：

岸川洋治、澁谷昌史、谷英明、仲嶋久義、原田修二、村田陽子、吉田尚子

○事務局：

（こども家庭支援課）佐藤課長、辰馬課長補佐、野村課長補佐、増田課長補佐、
渡邊課長補佐、古澤、千葉

（児童相談課）綿引課長補佐、栗野係長、府川係長

（地域健康課）竹田主査

○議事内容

≪ 1 開 会 ≫

（1）定足数報告

全委員出席のため、本検討部会は成立していることを報告。

（2）傍聴人報告

本日の傍聴者は2名であることを報告。

（3）資料の確認

≪ 2 議 事 ≫

（1）検討部会の今後のスケジュールについて

事務局から、「今後のスケジュール（案）」（資料1）について説明を行った。

（2）次期社会的養育推進計画（案）について

オブザーバーより、児童グループヒアリングでの主な意見について発表を行った後、
事前に委員から募集した質問について、部会長からオブザーバーへ質疑を行った。

＜澁谷部会長：質問①＞

児童相談所や里親家庭・学校などの施設以外の場所で、社会的養護で生活しているこどもたちのことを、もう少し知ってほしいと感じたことはあるか。

<オブザーバー：回答①>

社会的養護について、もっと広めたいと思ったことはない。自分自身、これまで周りの人に話したことはない。アルバイトの履歴書や三者面談などで学校の教師に知られることはあるが、友達には言いたくない。

理由は、血の繋がった親と離れていることに対して相手が遠慮してしまうことが多く、社会的養護と分かると、自分に対しての対応が変わってしまったことがあるから。また、虐待や育児放棄、親との死別などネガティブなイメージがあり、ポジティブに捉えられることがほとんどないから。施設等によっては門限などのルールもあり、友達とも遊びづらい。

<澁谷部会長：質問②>

これまでの生活で、里親や児童相談所の職員に自分の気持ちを聞かれて、わかってもらえたと感じた時はあったか。また、わかってもらえないと感じたのはどのような時か。

<オブザーバー：回答②>

自分自身は、自分の気持ちを伝える前に、引き取ってもらったという自分の置かれている状況を考えてしまうので、批判的なことは言いづらい。ただ、家での態度と外での態度の違いを見た児童相談所の職員が、自分の気持ちに気付いて解決方法を提案してくれたので、ありがたかった。

そのため、児童相談所への通所・家庭訪問・三者面談のように、話を聞く場を複数設けてもらえると、その時々様子の違いで自分から言いづらいことも職員に気付いてもらいやすくなると思う。また、解決方法などは自分では思いつかないので、職員に提案してもらえると助かる。

<澁谷部会長：質問③>

施設や里親宅で生活している時に、困ったことなどを直接言えない場合はどうしたら良いと思うか。

<オブザーバー：回答③>

先ほどの回答のように、話せる機会が複数あると良いと思う。

また、今後、意見表明を希望する時は、施設職員や里親に知られない方法で、申し込みや相談ができると良いと思う。匿名の相談ができるとだいぶ気分が楽になる。

<澁谷部会長：質問④>

生活の場所が変わる時、どのようなことを教えてほしかったか。

＜オブザーバー：回答④＞

生活する場所の選択肢は、里親、施設、ファミリーホーム、一時保護所と色々ある。自分は経験したことのない場所、行ったことも見たこともない場所があり、もし他の選択肢を知っていればトラブルになる可能性もなかったかもしれないという考えもある。ただ、生活する場所をどこに変えるかという判断は、メリット・デメリットを本人が考えるのは難しいので、こども一人ひとりの状況を踏まえた上で、児童相談所の職員に判断してもらいたい。

＜澁谷部会長：質問⑤＞

「子どもの権利」についてどのようなイメージを持っているか。また、特に大事だと思う権利は何か。

＜オブザーバー：回答⑤＞

「子どもの権利」については、「教育」に強いイメージがある。世界人権宣言や、こどもの権利制定前は、家族を養うためにこどもを低賃金で働かせ、こどもが学校に行けないという状況もあったと、歴史の授業で習った。教養を身につけられないと賃金が低く、視野も狭いままのため、教育を受ける権利が最も大事だと思う。

学校は学びの場であり、自分の知らないものに触れ、自分を形成できる場である。こどもの権利とは、こどもが教育を受けて自立するために必要な基礎であると思う。

＜澁谷部会長＞

オブザーバーからの意見発表と質疑応答を通じて、計画案の修正に向けたご意見はいかがか。

感想になるが、意見表明をしっかり実行していける体制がどれだけつくられているかが大切だと思う。こどもたちにとって、自分が考えていることを聞いてもらえたという実感が深まっていかないと、計画もうまくいかなかったという評価になるだろう。例えば、職員がかわるたびに同じことを何度も聞かれたり言ったりしなければならなくなると、意見を言おうという気持ちも小さくなってしまう。

また、「意見を聞く」と言いながら、大人が助言をして道筋をつけてしまうと、こども側は「自分の意見を聞き流されてしまったのか」と感じてしまうため、聞くためのトレーニングも必要と思われる。

加えて、意見表明の際の選択肢や匿名性の担保を確保すること、今後の進行管理においてきちんと評価をしていくことが重要であると考えます。

＜原田委員＞

こどもが意見を言いづらいという部分に対し、匿名性をどのように担保していくかは、

計画に組み込んでおかなければいけないと思う。

<谷委員>

意見表明支援員の存在は知っていても、知らない大人には話せないということももある。例えば、里親、ケースワーカー、心理司など、自分の話しやすい身近な大人が最初の意見表明支援員として匿名性を担保した上で話を聞く。話を聞いた大人がそれを児童相談所に報告していくと良いのではないか。

<澁谷部会長>

児童グループのヒアリングでも意見があったが、信頼できる人に話せる体制がしっかりしていること、加えて、自分が話したことがどう扱われていくのかということに不安がないよう、第三者性の高さも同時に成立させなければならないと思う。

続いて事務局より、「横須賀市社会的養育推進計画（案）」（資料２）について説明を行った後、意見交換及び質疑応答を行った。

<谷委員>

資料２の 77 ページ（１）について、18 歳～22 歳の退所者数が出ているが、支援に繋がらなかった虐待経験者は、何歳までを考えているか。

<こども家庭支援課長>

国が示している資料には年齢の制限はないため、22 歳を超えても対象と考えている。

<澁谷部会長>

今年度からスタートした児童福祉法の改正内容は、22 歳を超えても支援をしていくという方針のため、実態のニーズの把握は難しいと思うが、年齢で切らないようにしていただきたい。

もう一点、これからの社会的養育を図っていく上で、ショートステイの支援を着実に伸ばしていくということが非常に大事だと考えている。自治体によってはトワイライトステイといって児童養護施設で夕方遅くまで一緒に過ごすものや、こども食堂での食事、生活困窮者への支援、学習支援などがあり、色々な支援メニューの中で社会的養育が推進されていくと理解している。要支援世帯に対する地域でのきめ細やかな支援に向けては、本部会と並行して、こども計画全体を作成する中で、きちんと推進しているか。

<こども家庭支援課係長>

子ども・子育て分科会で審議している横須賀こども未来プランは、具体的な施策の検

討が前回から一部始まったばかりのため、具体的な内容についてはこれから検討していく。

<澁谷部会長>

児童相談所からは、この5年間で充実していくと在宅支援が安心といった部分などはあるか。

<児童相談課係長>

児童相談所に来る相談は、重篤化してからの内容が多いので、予防支援の部分が手厚くなれば、相談所に来る前の早い段階で、自分らしく生きるところまで辿り着けると思う。きつい経験や大変な苦勞をしているこどもが多いため、そこまで至らないように、地域に点在して寄り添っていける支援があると良い。

<澁谷部会長>

オブザーバーからの意見にもあったが、社会的養護や代替養育にはネガティブなイメージが強く、なかなかそのイメージは変えられないと思う。それでも、地域の中には色々な世代があり、色々な人たちの手助けを借りて生活しているという認識が増えていくと、もっと多様な子育てができると思うので、市としてもそのあたりを推進していただきたい。

<谷委員>

資料2、10ページの「(8) 児童相談所が措置・委託しているこども数の種別比率」について、説明文に施設ごとの4年間の最小・最大人数と比率を記載しているが分かりにくい。施設ごとの平均値を記載してはどうか。

もう一点、66ページの「パーマネンシー保障」については、この言葉を使用しないといけないものなのか。パーマネンシー保障として、特別養子縁組や親子関係再構築も関わるのか。

<こども家庭支援課係長>

10ページの表記については、その方が分かりやすいということであれば、右側に平均値を加えた形で修正させていただく。

パーマネンシー保障については、この用語には広い意味で「永続的・安定的な環境を用意する」という内容が含まれていると理解している。今回、乳児院からの措置変更に関する取り組みを追加したため、「特別養子縁組の推進」よりも、もう少し広い意味を持つタイトルとした方が良いのではと考えた。また、委員のご質問のとおり親子関係再構築にも関わってくるため、特別養子縁組というタイトルではなく、もう少し広い包括

的な意味合いの言葉とした。この表現にこだわっているわけではないので、適切な表現があれば検討させていただく。

<谷委員>

「パーマネンシー保障」という言葉は、数年前に出てきた言葉で一般にはまだ浸透していないため、知らない人が多い。66 ページの3行目に「特別養子縁組は永続的解決（パーマネンシー保障）の手段の一つ」と書かれているが、永続的とは結局、親子関係の継続的な解決策であるということを加えないと、意味がよくわからない。例えば、「特別養子縁組及び親子関係の再構築などにおいて永続的家族関係解決のため」のように少し説明を入れると、パーマネンシー保障とは何かということが分かるのではないかと思う。

<こども家庭支援課係長>

一般の方に浸透している表現ではないかもしれないので、ご意見を踏まえて検討させていただく。

<こども家庭支援課長>

10 ページの比率の部分について、〇%～〇%という表記では分かりにくい面もあるので、平均値をもとに記載するよう訂正する。

<澁谷部会長>

パブリックコメントの実施までに、一般の方がご覧になるという視点で、より分かりやすく修正いただきたい。

<村田委員>

パーマネンシー保障の部分になるのか分からないが、施設へ入所しているこどもや里親へ委託されたこどもの中には、親権者がおらず未成年後見人がついているこどもがいる。その場合、18 歳になって未成年後見が終了した後の支援はどうか。精神疾患、知的障害などがある場合は、保佐人や補助人という制度もあるが、この計画の中には記載されていない。

<こども家庭支援課係長>

計画のどの部分に反映できるかも検討したい。

<谷委員>

保佐人や未成年後見人は、どのタイミングでつけられるのか、村田委員にお聞きした

い。

<村田委員>

色々なケースがある。例えば、こどもの両親が災害や事故、病気などでおらず、親族はいるが責任を負えないといった場合は、民法で定められた親族等の申立権者が裁判所へ申立を行い、未成年後見人を選任してもらう。タイミングとしては、一時保護中や施設へ入所してから、里親に委託されてからということもある。

また、数は少ないが、本人申立もできず、誰も申立てをする親族等がない場合は、児童相談所長が申立を行うことができる。未成年後見人は、弁護士のほか、遺産分割などの法的紛争がなければ一般の方がなる場合もある。成人になってからも支援が必要な場合、未成年後見人が継続して支援することを前提に保佐人の申立を行うこともあるが、18歳になる前に児童相談所長や市長など自治体が申立をするケースがある。

<澁谷部会長>

75ページの「学習指導講師の派遣」について、「児童養護施設のこどもに家庭学習の習慣づけの支援となるように学習指導講師を派遣する。」と記載しているが、現在の計画を策定した令和2年度からの5年間で、こどもの学びに対する考え方が変わってきている。こどもへのアンケートの意見でも、塾に思うように行けないという声があったので、「こどもの学びの機会をきめ細やかに支援するため」などの書き方が良いのではないか。

<こども家庭支援課係長>

検討させていただく。

<谷委員>

今後、横須賀子ども未来プランにも反映されてくると思うが、この計画の中の何点かが抽出されるのか。

<こども家庭支援課係長>

これから同プランの担当部署と調整を図っていく。基本的には前回の計画にならって記載していく。

《 3 その他 》

事務局より、次回検討部会の前に、児童ヒアリンググループにフィードバックを行うことを報告した。

＜澁谷部会長＞

聞きっぱなしにしないということが大事なので、どのように受け止めたかというフィードバックまで、しっかりお願いしたい。

《 4 閉 会 》

＜こども家庭支援課長＞

冒頭、スケジュールで申し上げたように、10月または11月にパブリックコメントを実施する予定である。次回、第7回検討部会では、パブリックコメントで出されたご意見を踏まえた答申案をご審議いただくため、開催は令和7年1月頃を予定している。詳細な日時は、追って開催通知でご案内する。

＊この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

以上